

関係団体・企業等に対する規制緩和アンケート結果（H20年度）

団体・企業等から、規制の廃止・緩和や行政手続の簡素化について、県民の利便性向上、行政手続の簡素化、地域経済の活性化の観点から貴重なご意見をいただきました。

今回のアンケートは、「県の条例や規則などによる規制緩和及び手続の簡素化」に関する内容のため、税制改正、県の施策、県以外の機関等に対する要望、国の法令による規制などについて回答できない部分がありますのでご了解願います。なお、いただきました県に対する要望等は、今後の業務の参考とさせていただきます。

1 関係団体

※名称の非公開を希望している団体につきましては、名称を掲載しておりません。

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
○ 認定こども園の事務会計について、幼稚園と保育所の一本化を実現してほしい。	回答：子ども家庭課 現行制度における認定こども園（幼保連携型）は、教育施設と児童福祉施設という性質の異なる2種類の施設の連携により構成されているため、補助金等については、それぞれの施設の目的に応じて異なる法令を基にした助成制度の適用を受けるとともに、会計処理についても、補助金等の目的に応じた適正な執行を図る観点からそれぞれの施設の性質に応じた経理区分による整理が必要とされているところです。
○ 認定こども園の園児に対する保育料と補助金について、幼稚園と保育所の統一化を実現してほしい。	しかしながら、国においては、制度の見直しに向けた検討を始めており、県といたしましてもご意見を踏まえ、積極的に働きかけを行ってまいります。

(社)茨城県産業廃棄物協会

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
○ 茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（以下、県廃棄物条例）に基づく、県外産業廃棄物の搬入時の事前協議の承認の期間短縮をお願いしたい。現状では約1.5ヶ月かかっており、仕事の受注に支障をきたしている。県の事業を協会が代行するなどして、1週間程度に短縮できないか。	回答：廃棄物対策課 県外産業廃棄物の県内搬入時の事前協議は、平成19年度に施行された茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例により義務づけられています。 当面の措置として平成21年3月までは受付日を増やし、承認までの事務手続きの迅速化を図ります。 4月以降については、この措置による改善状況を踏まえ、必要に応じて対応してまいります。

<p>○ 以下の事業者に対しては、県廃棄物条例に基づく、事前協議なしで、届出だけにするをお願いしたい。</p> <p>①産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準に適合した業者</p> <p>②電子マニフェスト採用</p> <p>③(社)茨城県産業廃棄物協会会員5年以上</p> <p>③過去に不法投棄、不適正処理等の違法行為を行っていない。</p> <p>以上の全てを満足した場合</p>	<p>回答：廃棄物対策課</p> <p>県外産業廃棄物の県内搬入時の事前協議については、茨城県廃棄物の適正化に関する条例に基づく義務となっております。</p> <p>この協議に係る手続きの在り方については、平成20年8月に意見提出団体からヒアリングを行い、この結果を踏まえて実施要領の策定作業を進めているところです。</p>
<p>○ 工業専用地域では、許可申請、変更許可申請のときの住民説明を必要なしとしてほしい。</p>	<p>回答：廃棄物対策課</p> <p>処理施設を工業専用地域に設置する場合は、従来から敷地境界から300mの範囲が工業専用地域で住居等がない場合には、周辺住民に対する同意取得は不要とする運用をしております。</p> <p>しかし、処理施設の設置場所が工業専用地域であっても敷地境界から300mの範囲に住居等がある場合は、周辺住民の理解を得て紛争の発生を未然に防止するため、説明会開催や同意取得は必要とする運用をしておりますので、御理解・御協力をお願いします。</p>
<p>○ 収集運搬業の許可の場合、都道府県、政令市で許可を取るのは、特別管理廃棄物も含めると200件以上となり、5年毎の変更許可等では多額の費用がかかるので、それぞれの県、政令市で許可をしたら、全国で利用できるよう広域許可としてほしい。</p>	<p>回答：廃棄物対策課</p> <p>それぞれの事業者の地域での事業活動を把握できる都道府県知事等が、それを踏まえた審査を行い、許可業者の不適正な行為に対しては、許可権限をもって指導監督できる現行の制度が妥当なものであると考えております。</p> <p>なお、環境省の所管事項でありますことから、いただきましたご要望につきましては、国に対し機会を捉えて伝えてまいります。</p>

茨城県老人福祉施設協議会

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○ 施設における文書の保存期間について、従来の措置費時代のものでありたい。</p>	<p>回答：長寿福祉課</p> <p>モデル定款施行細則について、現在見直しを実施しており、その中で、保存年限の見直しも行う予定です。</p>

(社)茨城県薬剤師会

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○市街化調整区域における薬局の開設について</p> <p>都市計画法第34条第1項において、市街化調整区域に建築することができる建築物として、「公益上必要な建築物」と「日常生活のため必要な店舗等」が規定されている。</p> <p>医療法で規定される病院や診療所については、施行令第29条の5により「公益上必要な建築物」とされているが、薬事法で規定される薬局については、日本標準産業分類で「その他の小売業に分類されているため、「日常生活のため必要な店舗等」と位置づけられ、「半径500メートル内の市街化調整区域に住宅が100戸以上あり、当該既存集落と密接な関連がある地域、又は、調整区域の50戸以上の住宅が連たんする集落内地域」に限るなどの規制が掛けられている。</p> <p>近年、病院などの医療機関が、敷地内の確保の点から郊外の市街化調整区域に移転する例が増えているが、上記の規定から近隣に薬局を開設できない事例が出ている。</p> <p>薬局は、医療法で「医療提供施設」と規定されており、薬局が行う調剤は、診療、処方、調剤という医療の流れの一部である。当然、公益上必要な建築物として取り扱われるべきと考えられるので、よろしく願いたい。</p>	<p>回答：建築指導課</p> <p>都市計画法第34条第1号に規定する「公益上必要な建築物」につきましては、同法施行令第29条の5の規定により、一定の学校・社会福祉施設・医療施設に限られております。</p> <p>なお、市街化調整区域内において、都市計画法第34条第1号に基づき許可する医療施設については、既存集落内または既存集落と近接する地域に立地することを要件としており、既存集落内または既存集落と密接な関連がある地域に立地を認めている「日常生活のため必要な店舗等」である薬局の立地基準と比較考量する限り、現行基準においても両者が近隣に立地できる可能性は多分にあるものと考えております。</p>
<p>○高度管理医療機器販売業の許可申請手数料について</p> <p>薬局では、患者の疾病治療及び予防のために血糖測定器やピークフローメーターなどの高度管理医療機器を販売しているが、販売するためには、薬事法の規定により高度管理医療機器販売業の許可が必要とされている。その際の申請手数料は県条例により30,000円とされており、更新手数料は12,500円と定められている。</p> <p>薬局においては、広く患者や県民にこれらの機器を供給していきたいと考えているが、申請手数料があまりにも高額であり、採算がまったく取れないために、許可申請を躊躇しているのが現状である。</p> <p>これらの機器が身近な薬局から供給されることは、県民にとっても利益のあることだと考えるので、申請手数料の額の設定について、ご配慮願いたい。</p>	<p>回答：薬務課</p> <p>薬事法の規定に基づく高度管理医療機器販売業許可及び更新許可の手数料については、申請書の受付、書類審査、現地調査等の事務手続きに要する費用を勘案し、茨城県手数料徴収条例に規定しております。</p> <p>当該手数料については、平成20年4月1日付けで更新許可手数料の見直しを行っておりますが、今後とも事務手続きを精査し、適正な手数料の設定に努めてまいります。</p>

(社)茨城県経営者協会

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>企業支援について</p> <p>○ 工場等新增設時における法人事業税，不動産取得税等の税制に対する減免措置期限の再延長</p>	<p>回答：税務課</p> <p>平成15年度から実施している産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税（法人事業税，不動産取得税）の課税免除措置については，対象事業や課税免除の適用要件等である従業員の範囲を見直し，平成23年度末まで適用期間を延長しております。</p>
<p>○ 工場立地法における生産敷地面積規制および緑地面積規制の大幅な緩和，代替緑地確保分を緑地面積に算入することを認めるなど柔軟な対応の追加検討</p>	<p>回答：事業推進課</p> <p>昨年施行された企業立地促進法において，市町村が条例を定めることにより工場立地法の緑地率を緩和することができる特例措置が設けられました。</p> <p>具体的には，企業立地促進法に基づく計画を市町村等を構成員とする協議会が策定した場合に，地域の実態に即した緑地率等の緩和を条例で定めることができることとなっています。</p> <p>県内では，すでに潮来市及び古河市において緑地率等が緩和されております。</p> <p>また，代替緑地については敷地面積への算入は認められておりませんが，工場等の周辺の区域に相当規模の緑地等が整備されている場合には勧告を行わないことができる勘案措置の対象とすることができることとなりました。</p> <p>この場合における基準については県が定める必要があるため，今後検討を進めてガイドラインを制定する方針です。</p> <p>生産施設面積率の緩和については，今年5月に緩和が行われ，従来業種ごとに15%～40%に規制されていたものが業種ごとに30%～65%に緩和されています。</p>
<p>○ 他の県と比して割高である工業用水価格設定に対する柔軟な対応検討，料金の体系となっている責任水量制の見直し，従量料金制の導入検討</p>	<p>回答：企業局業務課</p> <p>工業用水道は，企業局が先行的に施設を建設し，企業に対して工業用水を供給しているところですが，この施設整備に当たっては企業債を借り入れて実施しており，その償還については料金収入により行われております。</p> <p>このため，安定的な事業運営及び工水供給という観点から，本県では申込水量全量について責任をもって引き受けていただくという責任水量制により事業を運営しております。この制度は全国のほとんどの事業体において採用されて</p>

	<p>いる制度であります。</p> <p>仮に、使用水量に応じて料金を負担する従量料金制に変更したとしても、本県の場合、使用水量の多寡に関係のない固定経費（減価償却費、支払利息等）が料金の大部分を占めており、実際の使用水量に応じて負担する費用（動力費、薬品費等）が少ないことから、現状では従量料金制は余りメリットがないものと考えております。</p> <p>しかしながら、企業局としても、現行の料金制度が最良のものとは考えておりません。今後は、国や関係団体との連携を密にするとともに、他の事業体の状況等を見ながら節水対策などの企業努力が反映されるような料金制度の適用が可能かどうか検討していきたいと考えております。</p>
<p>行政サービスについて</p> <p>○ 以下の申請，届出などをはじめとした許認可・審査関係業務全般の処理迅速化</p>	<p>回答：行革・分権室（全般的な回答）</p> <p>より迅速な行政サービスを提供するため、法令、条例等に基づく許認可等の手続を点検し、事務処理期間の短縮を進めております。</p>
<p>①廃棄物処理に関する申請（許認可審査業務）</p>	<p>回答：廃棄物対策課</p> <p>廃棄物処理に関する申請については、県民の生活に密接な関係があることや廃棄物の適正な処理を確保する観点から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）又は茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（県廃棄物処理適正化条例）に基づき定められた許可基準に適合しているどうか慎重に審査を行っているところですが、事務処理の効率化等により申請処理の迅速化に努めてまいります。</p>
<p>②消防法に関する申請（危険物関係，予防関係，防火管理関係，消防用設備関係）</p>	<p>回答：消防防災課</p> <p>消防法に関する申請は、各市町村消防の事務でありますので、機会を捉えて市町村に助言してまいります。</p>
<p>③道路法に関する申請（道路占用，特殊車両通行許可など）</p>	<p>回答：道路維持課</p> <p>道路を安全で快適に利用していただくために通行車両の重量や高さ等が基準を超えた場合には通行許可申請をお願いしております。申請内容によっては現地確認などが必要であり、相応の審査期間を要しているところですが、申請者に不便をおかけすることのないよう事務処理の迅速化に努めてまいります。</p> <p>なお特殊車両通行許可については、平成21</p>

	<p>年度から申請窓口の集約を行うこととしておりますが、申請者へのサービス低下となることのないよう努めてまいります。</p>
④農地法に関する申請（農地振興地域における農地転用許可）	<p>回答：農政企画課</p> <p>地域の農業振興を図る観点から、優良農地が確保できるよう、農地法や農業振興地域の整備に関する法律等の適切な運用を図っていくとともに、的確かつ迅速な事務処理に努めてまいります。</p>
⑤建築基準法に関する申請（建築確認申請）	<p>回答：建築指導課</p> <p>平成19年6月20日の改正建築基準法施行により建築確認手続きが厳格化され、審査期間についても最大で70日間まで延長されることになっております。県としては、確認審査の適正を確保しつつ、手続きの円滑化を図るため、構造計算適合性判定に係る知事の指定する機関の追加及び一部指定機関における判定員の増員を行うとともに、建築確認申請事前審査制度の継続等を行っているところです。今後とも、事務処理の円滑化、迅速化に努めてまいります。</p>
⑥都市計画法に関する申請（許認可審査業務）	<p>回答：都市計画課</p> <p>事務処理要領を定めて関係各機関に周知することにより、事務処理の迅速化を図っています。</p> <p>なお、同要領において、法第53条に基づく許可は、市町村で申請を受理してから17日以内に申請者へ許可書等を交付することとしています。（法第65条に基づく許可は25日以内）</p> <p>また、まちづくり特例市に対しては許可の権限を移譲することにより、市において許可ができるようになっておりますので、より迅速な対応が可能となっております。</p> <p>-----</p> <p>回答：建築指導課</p> <p>都市の無秩序な市街化を防止し、一定の施設の整備水準を確保する目的で行っている開発許可に係る事務につきましては、開発審査会の議を経る必要がある案件等、個々の申請内容に応じ相応の審査期間を要しております。今後とも可能な限り事務処理の迅速化に努めてまいります。</p>
⑦各種主任技術者の許認可	<p>回答：行革・分権室</p> <p>より迅速な行政サービスを提供するため、法令、条例等に基づく許認可等の手続を点検し、事務処理期間の短縮を進めております。県が所管する資格に関する許認可についても、関係各課と調整してまいります。</p>

<p>○ 以下の申請，届出などをはじめとした複雑かつ添付資料の多い申請・手続き書式または手続き方法の簡素化・見直し</p>	<p>回答：行革・分権室（全般的な回答）</p> <p>各種申請などでの県民の皆様の利便性の向上や手続きの簡素化，事業活動の活性化を図るため，各種規制・手続などを毎年度点検し，規制緩和・行政手続の簡素化を進めております。</p> <p>また，より迅速な行政サービスを提供するため，法令，条例等に基づく許認可等の手続を点検し，事務処理期間の短縮を進めております。</p>
<p>①廃棄物処理に関する申請（施設設置・変更および搬入処分の事前協議）</p>	<p>回答：廃棄物対策課</p> <p>廃棄物処理に関する申請等については，県民の生活に密接な関係があること，住民と事業者との紛争を未然に防止することや，産業廃棄物の適正な処理を確保する観点から，茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（県廃棄物処理適正化条例）の規定により定めた廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査要領等に基づき，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）又は県廃棄物処理適正化条例に基づく許可申請や県外から県内に産業廃棄物を搬入する際の事前協議を行うこととしております。</p> <p>事務処理の見直し等により申請処理等の簡素化に努めてまいります。</p>
<p>②消防法に関する申請（危険物関係，予防関係，防火管理関係，消防用設備関係など）</p>	<p>回答：消防防災課</p> <p>消防法に関する手続きは，政令及び規則により添付書類が規定されており，また，市町村消防の事務でありますので，機会を捉えて市町村に助言してまいります。</p>
<p>③道路法に関する申請（道路占用など）</p>	<p>回答：道路維持課</p> <p>申請にかかる添付書類につきましては，道路の適正な利用を図るための審査に必要な書類として提出を頂いております。なお，更新申請等につきましては，新規申請時の書類を活用するなどして必要以上の書類を求めないなど手続きの簡素化の徹底に努めているほか，占用許可に関しましては許可期限満了前に申請書用紙を添えた通知を行っているところです。</p> <p>今後とも，可能な限り申請者の負担軽減に努めてまいります。</p>
<p>○ 以下の申請，届出をはじめとした一つの申請書内で同内容の記載事項が重複している（申請書本体と添付資料）書式の記載内容の一本化</p>	<p>回答：行革・分権室（全般的な回答）</p> <p>各種申請などでの県民の皆様の利便性の向上や手続きの簡素化，事業活動の活性化を図るため，各種規制・手続などを毎年度点検し，規制緩和・行政手続の簡素化を進めており，書式の記載内容の一本化についても，関係課と調整してま</p>

	います。
①公共工事に関する申請（入札参加資格審査表と添付資料の経営規模等評価結果通知書）	<p>回答：監理課</p> <p>建設業法では、公共工事の入札に参加するためには経営事項審査を受けなければならないが、県の入札参加資格は、この経営事項審査の結果通知書（経営規模等評価結果通知書）を基礎にして審査を行っております。経営事項審査結果はデータベース化されており、入札参加資格申請と経営事項審査のデータを合致させるために必要な最低限の情報を入札参加資格審査表に転記していただいております。</p> <p>実際の入札参加資格の審査においては、審査基準日（決算日）や経営事項審査を受けていない業種であるにもかかわらず申請する間違いが多いため、申請者の確認の意味を込めて、引き続き最低限の情報の転記をお願いしたいと考えております。</p>
○ 以下の申請，届出をはじめとした「いばらき電子申請・届出サービス」における項目のさらなる追加	<p>回答：情報政策課（全般的な回答）</p> <p>手続所管課においてオンライン化実施可能の判断があれば、「いばらき電子申請・届出サービス」への追加を行います。</p>
①省エネルギー推進業務状況報告書 （茨城県地球環境保全行動条例）	<p>回答：環境政策課</p> <p>御意見を踏まえ、平成19年度報告（平成20年6月提出期限）から「いばらき電子申請・届出サービス」による報告ができるよう措置したところであります。</p>
②省資源推進業務報告書 （茨城県地球環境保全行動条例）	
③緑化推進業務報告書 （茨城県地球環境保全行動条例）	
④特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書	<p>回答：廃棄物対策課</p> <p>現在、県内四ヶ所の地方総合事務所に届出いただいているところですが、各総合事務所と協議のうえ、電子化にむけ検討してまいります。</p>
⑤特別管理産業廃棄物処理計画書	
⑥産業廃棄物処理計画実施状況報告書	
⑦産業廃棄物処理計画書	
⑧産業廃棄物処理施設設置届・廃止届	<p>回答：廃棄物対策課</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）又は茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（県廃棄物処理適正化条例）に基づく許可申請や廃止届出については、県民の生活に密接な関係があることや廃棄物の適正な処理を確保する観点から、申請や届出の内容を確認するため面談方式により受け付けを行っております。</p> <p>軽微な内容の変更に係る届出につきましては、電子申請化の可否について検討してまいります。</p>

<p>○ 以下の申請手続きをはじめとした国，県，市町村などへ個々に報告・届出・申請義務のある手続き，または同一内容にもかかわらず複数法律・規制に関わることにより複数の申請・提出義務のある手続き関係で，提出先もしくは提出物記載内容の一本化</p>	<p>回答：行革・分権室（全般的な回答）</p> <p>各種申請などでの県民の皆様の利便性の向上や手続きの簡素化，事業活動の活性化を図るため，各種規制・手続などを毎年度点検し，規制緩和・行政手続の簡素化を進めており，提出物記載内容等の一本化についても，関係課と調整してまいります。</p>
<p>①省エネ法などに関する報告と茨城県地球環境保全条例に関する報告（省エネルギー推進業務状況報告書，省資源推進業務報告書）</p>	<p>回答：環境政策課</p> <p>省エネルギー推進業務状況報告書については，御意見を踏まえ，今年度から，「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく定期報告書の写しの添付で済むよう，簡素化を図ったところであります。</p> <p>また，省資源推進業務状況報告書については，今後とも，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や各種リサイクル法に基づく報告との整合性を整理し，検討してまいります。</p>
<p>②消防法に関する申請（危険物関係，予防関係，防火管理関係，消防用設備関係など全般）と建築基準法などの他法律</p>	<p>回答：消防防災課</p> <p>消防法に関する申請は，消防本部が窓口になり審査を行っていますが，建築基準法による建築確認は建築物の構造等を確認している事務なので，県独自の緩和は困難です。</p>
<p>○ 以下の申請，手続きをはじめとした市町村により相違のある申請書式または記載内容について県の率先した市町村への統一化指導</p>	<p>回答：市町村課（全般的な回答）</p> <p>市町村の事務に係る申請書式につきましては，事務処理の主体である当該市町村の判断で定めており，県として申請書式等の統一化の指導は予定しておりませんが，住民サービスの向上のため，事務処理の簡素化等について，引き続き市町村に対し助言してまいります。</p>
<p>①公共工事に関する申請（入札資格参加資格申請書，経営規模等評価結果通知書）</p>	<p>回答：監理課</p> <p>茨城県及び茨城県内の20市町村では，平成21・22年度の建設工事及び建設コンサルタント業務等の入札参加資格の定期受付を，統一様式により共同で行うこととしました。</p> <p>〔共同受付を行う市町村〕</p> <p>水戸市，石岡市，龍ヶ崎市，常陸太田市，高萩市，笠間市，ひたちなか市，鹿嶋市，潮来市，守谷市，常陸大宮市，那珂市，坂東市，稲敷市，神栖市，行方市，鉾田市，小美玉市，城里町，東海村</p> <p>なお，上記以外の市町村については，次回の平成23・24年度の定期受付の際に参加を呼びかけたいと考えております。</p>

<p>②廃棄物処理に関する申請（施設関係，処理計画，処理実績，運搬関係など）</p>	<p>回答：廃棄物対策課</p> <p>市町村の事務に係る申請書式または記載内容につきましては，事務処理の主体である当該市町村が，地域の実情を踏まえ，自らの判断で定めておりますことをご理解願います。</p> <p>なお，住民サービス向上の観点から，事務処理の簡素化等について，機会を捉えて市町村に助言してまいります。</p>
<p>○ 県出先機関の増設および夜間・休日に申請手続きが可能な窓口の設置</p>	<p>回答：人事課</p> <p>出先機関の増設や夜間・休日の窓口設置につきましては，行政サービスの向上効果とそれに要するコストの増加等について十分な検討が必要であると考えています。</p>
<p>○ 各市町村役場への県業務窓口の設置</p>	<p>回答：人事課</p> <p>市町村への権限移譲の拡大も含め，市町村との更なる連携を図るなかで，県民に身近な市町村の窓口で各種手続きが行えるよう，検討して参りたいと考えております。</p>
<p>○ 事務所，工場の所在地ごとに個々実施している同一内容の申請手続きの受付窓口の一本化</p>	<p>回答：人事課</p> <p>県と県内全市町村が共同で運用しているいばらき電子申請・届出サービスの活用や，郵送による受付の拡大なども含め，ご要望について十分参考にして検討して参りたいと考えております。</p>
<p>○ 申請を伴う法律の改正時に申請書式の変更点を含めた改正ポイントの具体的説明会の開催などをはじめとした積極的な支援</p>	<p>回答：行革・分権室</p> <p>県民サービスの向上を図る観点から，関係各課に対し，説明会の積極的な実施を働きかけてまいります。</p>
<p>各地域特有の要望について</p> <p>○ 霞ヶ浦流域では各企業は国の基準より極めて厳しい排水基準を遵守し，地域における企業の社会的責任を果たしてきたが，霞ヶ浦水質保全条例が改正され，幅広く家庭や農家等にも規制が課されることとなったのを契機に，規制の平準化の観点から，企業に対する排水基準の見直しを要請したい。</p>	<p>回答：環境対策課</p> <p>霞ヶ浦の水質浄化対策については，これまで工場・事業場の排水規制をはじめ下水道整備等の生活排水対策，環境にやさしい農業の推進等に取り組んできたところです。</p> <p>こうした対策により，霞ヶ浦に流入する河川の水質は改善してきたものの，湖内の水質は，平成19年度CODで8.8mg/Lと未だ改善に至っていない状況です。</p> <p>このため，平成19年3月に「第5期霞ヶ浦水質保全計画」を策定し，さらにこの計画の実効性を確保するため，同年10月に霞ヶ浦流域の全ての者に適正な排水処理を義務付けた「霞ヶ浦水質保全条例」を施行し，工場・事業場の</p>

	<p>排水基準の適用範囲を日排水量20m³から10m³まで拡大するとともに、一般家庭における高度処理型浄化槽の設置、農地への適正施肥の実施、家畜排せつ物の適正処理などの義務付けを行い、例外なき汚濁負荷の削減に取り組んでいるところです。</p> <p>また、今年4月からは茨城県森林湖沼環境税を導入し、個人から年額1,000円、企業からは法人県民税均等割額の10%をご負担いただき、森林の保全整備や霞ヶ浦をはじめとする湖沼、河川の水質浄化を進めているところでありますことから、県内企業の皆様には、「泳げる霞ヶ浦」を一日も早く実現するため、引き続き霞ヶ浦の水質浄化にご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。</p>
--	---

(社)茨城県建築士事務所協会

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○ 「茨城県土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例」第6条のただし書きに次の項目を追加 「都市計画法第29条の許可を受けたもので山砂（建設現場等の再利用は除く）による埋め立てしたもの」 （理由）都市計画法において内容について許可を受けているため。</p>	<p>回答：廃棄物対策課</p> <p>山砂であっても自然的原因による土壌汚染の可能性があり、土壌調査（汚染確認）を実施していない山砂を開発区域へ移動することは、移動先の環境に悪影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>このことから、都市計画法第29条の内容について許可を受けている場合であっても、山砂による埋め立てを適用除外とすることは困難です。</p>

(社)茨城県宅地建物取引業協会

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○ 調整区域の沿道でコンビニを開店するにあたり、現在は1,000m²までにしか許可がおりませんが、大型車が駐車するケースが非常に多いので、敷地面積の限度を3,000m²にするなどの緩和をしてほしい。</p>	<p>回答：建築指導課</p> <p>都市計画法第34条第1号に該当するものとして許可するコンビニエンスストアは、主として周辺の地域において居住している者の日常生活のため必要な物品の販売の業務を営む店舗であり、主として沿道を通行する大型車使用者が利用する施設は、法の趣旨を鑑み、同法第34条第1号に該当するものではないと考えております。</p>
<p>○ 調整区域のコンビニは現在、都市計画法第34条第1号許可店舗で敷地も1,000m²以内となっておりますが、今ではコンビニは周辺サービスだけではなく、沿道サービスの店舗にもなっており、第34条9号許可建築物でも許可してよいのではないかと。</p>	<p>回答：建築指導課</p> <p>コンビニエンスストアを都市計画法第34条第9号に該当する施設として取り扱うことについては、関連する関係各方面の方々のご意見も伺いながら、慎重に検討すべきと考えております。</p>

<p>○ 人口50,000人以上の自治体は、すべて農地転用をその自治体で許可するようにしてほしい。</p>	<p>回答：農政企画課</p> <p>農地転用の許可については、4ha超については国が権限を有しており、4ha以下が県の権限となっております。</p> <p>このうち、2ha以下の農地転用については、茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき、人口5万人以上の市に許可権限が移譲できることになっています。</p> <p>なお、2ha超4ha以下の許可については国との協議が必要であることから県が行っております。</p>
<p>○ 宅建業法第2条第2項に関して、まとまった土地を売却したい地主が買主に売却する場合、仲介業者が関わっても、売主に不動産業の免許が必要というのは非現実だと思われまます。1年に1回程度で、10区画以下の小規模の分譲については、通達等により行為を認めたい。</p>	<p>回答：建築指導課</p> <p>宅地建物取引業法第2条第2項に関しては、国土交通省において、「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」を示しております。</p> <p>それによると、①取引の対象者、②取引の目的、③取引対象物件の取得経緯、④取引の態様、⑤取引の反復継続性等の諸要因を勘案して総合的に判断することとしております。</p> <p>茨城県においても、この考え方により判断しており、独自に緩和することは困難です。</p>
<p>○ 高速道路インターチェンジ入口付近半径1km以内の調整区域について、運送業に限り、事務所、休憩所、倉庫の建築を可能にしてほしい。</p>	<p>回答：建築指導課</p> <p>指定したインターチェンジから1km以内の区域において、貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する一定の施設について許可を行う基準を定めて運用しております。</p>
<p>○ 不動産業の店舗を調整区域においても近隣地域住民のための店舗として、建築を許可してほしい。</p>	<p>回答：建築指導課</p> <p>都市計画法第34条第1号は、市街化調整区域といえども、そこに居住している者の日常生活が健全に営まれるよう配慮することが必要なので、この要請に応えるために必要なものは、許可し得ることから規定されているものです。</p> <p>本県では、当該開発区域の周辺の市街化調整区域に居住する者を主たるサービス対象とすると認められるものであるか、周辺の市街化調整区域に居住する者が日常生活上必要とするサービス業であるか、との観点により許可対象の業種を定めて運用しております。</p>
<p>○ 市街化調整区域の自己用住宅等の許可基準を緩和してほしい。特に建築物の連たん距離について、建築物の敷地相互間の距離が概ね50m以下（最大で70m未満）とあるが、農村地域においては距離がもっと広がっている</p>	<p>回答：建築指導課</p> <p>連たん距離に関する規定は、散発的・蚕食的な土地開発により建築物の一定程度の集積が進まずに、既存集落の地域が発散・拡散することを抑制するために設けているものです。なお、</p>

<p>のではないか。</p>	<p>距離の数値につきましては、本県の集落の特性を踏まえて、通常距離の規定（概ね50m）を最大70mまで緩和して運用をしているところです。さらなる緩和を行うことについては、連たん距離の規定を設けた趣旨に反することから、考えておりません。</p>
<p>○ 市街化調整区域内の駐車場、特に運送業の場合には、駐車場の安全管理、盗難防止等を図る観点から簡易建物（5坪程度）を建てることを認めてほしい。</p>	<p>回答：建築指導課 市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域の趣旨をご理解願います。なお、指定したインターチェンジ周辺や4車線道路沿道の区域において、貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する一定の施設について許可を行う基準を定めて運用しております。</p>
<p>○ 幅員12m以上の市・県道について、道路から50mの範囲を第一種住居または準住居地域に規制を緩和し、店舗、事務所、配送センター他建築可能となるようにして、土地の有効活用を図って地域の活性化をすすめていただきたい。（現在既に上記用途地域となっているところは除く。）</p>	<p>回答：都市計画課 幹線道路等沿道については、当該地域の都市構造上の位置、土地利用の現況及び動向、当該道路の有する機能及び整備状況を勘案して用途地域の区域を市町村が主体となり、定めてまいります。従いまして県では、市町村が地域の実情に応じた用途地域の指定を行うよう適切な助言を行っていきたいと考えています。</p>
<p>○ 包括承認基準4 一身専属的許可を受けて建築した住宅の譲渡及び増改築の取扱いについて、下記のとおり本基準の抜本的改正を望む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1（目的）について 譲渡後の増改築についてのみの規制にし、譲渡そのものは規制の対象外とされたい。 ・第2（適用の範囲）について 第2は事実上の許可基準であり、現行の規定では「…と認められること」、「…相当の事情があること」となっているが、単純化及び客観的に改正し、例えば、「許可を受けた者がその住宅に3年以上居住したことを要件とし、そのことが登記簿謄本や住民票から推測または確認されれば譲り受けた者が増改築することを認める。」というような規定にすることにより、不動産業者や金融機関が客観的に増改築の可否を判断することができ、取引の迅速安全につながり、消費者の安全と安心がより確保できると思われる。 <p>このように許可基準を簡素化することは社会的弊害にはならないと思われる。また、都市計画法や都市計画法第34条の趣旨に反するではありませんか。</p>	<p>回答：建築指導課 市街化調整区域における開発許可のうち、特に分家住宅等の一身専属的な許可は、申請者本人が有する要件に基づいた属人的な許可であることから、その許可上の地位を原則として第三者には譲渡できません。このため、例外的に譲渡を認める場合の基準として包括承認基準4を設け、運用しているところです。</p> <p>元の許可が一身専属的な許可である以上は、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域の趣旨から、譲渡や譲渡後の増改築については、元の許可を受けた者に係るやむを得ない事情が存する場合に限定されるものと考えております。やむを得ない事情については、単に居住年数等の数値により一律に判断し得る性質のものではなく、個々の申請毎に個別に判断する必要があることから、現行の基準内容となっておりますので、ご了解願います。</p>

<p>現行の厳しく不明瞭な許可基準では適正価格での取引が困難となり、止む無く不当に安価な取引に応じているのが現状であると思われる。</p> <p>以上のことから、(適用の範囲)を定める第2を客観的且つ単純な規定に改正し、取引の安全、消費者の保護、地域の活性化を図ることを強く要望する。</p>
--

2 企業（工業団地連絡協議会幹事社）

※名称の非公開を希望している工業団地連絡協議会につきましては、名称を掲載しておりません。

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○ 工場敷地内に「直売所」の併設許可をいただければと考えます。工業団地という性格上、「営業行為はできない」ことは承知しているが、ごく限られた商圈設定のもと、近隣の皆様方に販売できないかと考えている。</p>	<p>回答：建築指導課</p> <p>仮に、工場敷地が用途地域のうち工業専用地域の指定を受けていた場合、直売所（物品販売業を営む店舗）は、建築基準法の規定により、原則として建築は禁止されます。ただし、工業の利便を害するおそれがないと認めて知事が許可した場合には、例外的に建築が認められることがあります。</p>

笠間市稲田石材団地協同組合

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○不動産取得税について</p> <p>当組合は、高度化資金の融資を受けて、集団化事業を実施した。事業用地の取得にあたっては、茨城県の指導により、取得者を組合名義とし、不動産取得税は、各組合員が占有する土地面積に応じた金額を負担し納付した。</p> <p>時を経て、高度化資金償還終了後、(高度化資金の償還が完了しなくとも名義の変更は可能)それぞれの組合員が、組合から自分名義に変更する際、現行県条例では、再び不動産取得税が課税されることとなり、不動産取得税の二重課税ではないか、との不満がある。</p> <p>この是正について要望する。</p>	<p>回答：税務課</p> <p>不動産取得税は、地方税法の規定に基づき、不動産の取得に対し、当該不動産の取得者に課する税金です。</p> <p>ご要望の事例につきましては、当初組合が不動産の所有権を取得し、その後、組合員に所有権を移転したものであり、それぞれに対し不動産取得税が課されることとなりますのでご理解願います。</p> <p>なお、地方税法においては、中小企業における事業の共同化等を推進するため、組合が不動産を取得した日から5年以内に組合員に譲渡した場合には、組合への不動産取得税の納税義務を免除する規定が設けられており、組合の取得の段階と組合員の取得の段階で二度課税されることのないように、組合の取得に対しては納税義務を免除することとしております。</p>

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○産業活動の活性化及び雇用機会のための県税の特別措置 上記特別措置は平成21年3月31日までの期限付きであることから、特別措置の期間延長をお願いしたい。</p>	<p>回答：税務課 平成15年度から実施している産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税（法人事業税・不動産取得税）の課税免除措置については、対象事業や課税免除の適用要件等である従業員の範囲を見直し、平成23年度末まで適用期間を延長しております。</p>
<p>○固定資産税評価額の償却限度額の撤廃 平成19年度税制改正により、法人税法においては償却資産の償却可能限度額が撤廃されたが地方税については限度額が残ったままのため、撤廃をお願いしたい。 （償却可能限度額 法人税 1円 ≠ 地方税 取得価格の5%）</p>	<p>回答：市町村課 平成19年度税制改正において、固定資産税の償却資産の評価方法については、下記の理由から、法人税の減価償却制度の見直しに合わせることなく、現行の評価方法を維持することとされたところです。 つきましては、当該趣旨を踏まえご理解をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人税は、毎年度の収益に対して課税するものに対し、固定資産税は資産の保有と市町村の行政サービスとの受益関係に着目し、その資産価値に対して毎年度課税するものであり、税の性格が異なること。 ・ 法人税における減価償却は、損益計算において投下した資本を費用化するために行うものであり、固定資産税の評価における減価は、資産価値に応じた課税を行うため資産の現在価値を求めるために行われるものであり、減価の趣旨が異なること。 ・ 固定資産税における評価においては、資産が事業に使用されている限り、一定の価値があると考えられ、全額償却するという減価の方法は資産課税としての性格に合わないものであること。
<p>○使用済み（微量）PCB入り電気品の保管に関する規制緩和 使用済み（微量）PCB入り電気品の処分に関する国の方針が決定するまでの間、事業者が特定の要件を満たす貯蔵所を整備し、保管することが義務づけられている。使用済み（微量）PCB入り電気品の増加に伴い、保管場所確保に苦慮しており、国の方針決定までの間、貯蔵所の要件、保管方法について県独自の規制緩和を検討いただきたい。</p>	<p>回答：廃棄物対策課 使用済み（微量）PCB入り電気品については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づく特別管理産業廃棄物に該当し、廃棄物処理法に基づく特別産業廃棄物処理基準に従って保管管理する必要がありますので、引き続き、適正な保管管理をお願いいたします。</p>

<p>○医療福祉費支給制度（マル福）</p> <p>〈現状〉</p> <p>医療福祉費支給制度（マル福）対象者に、市町村より医療費が還元（給付）されている。健康保険組合にも医療費給付制度がある。しかし、健康保険組合には、マル福情報が無く、対象となる条件（年齢・所得制限・給付内容等）が異なり、対象者を特定する事が困難であることから、同一の医療費に対し、「市町村から医療費還付」と「健康保険組合からの給付金」が二重に支払われているケースが発生している。</p> <p>〈影響〉</p> <p>市町村から医療費還付を受ける場合は、健康保険組合からの給付を止める必要がある。しかし、健康保険組合が事態を把握する時点では、二重払いが発生した後となる（病院からのレセプトが3ヶ月後着のため）健康保険組合は、後日、本人へ連絡し、給付金の返還依頼を行っているが、返還も金額によっては分割の事態もある。</p> <p>〈改善〉</p> <p>マル福対象者及び非該当となった者の連絡を本人へ連絡すると共に、本人が加入する保険者（健康保険組合）にも連絡をお願いしたい。</p> <p>または、全国の各マル福制度が一覧できるホームページ等を作成して頂きたい。既存でそのようなホームページがあれば教えて頂きたい。</p>	<p>回答：厚生総務課</p> <p>マル福制度については、市町村条例に基づき、各市町村で医療費助成を行っているところです。</p> <p>基本的には、各市町村のHPでマル福制度内容の確認が行えるようになっておりますが、県としても、二重給付とならないよう市町村と対応について調整を行いたいと考えております。</p> <p>また、健保組合におかれましても、資格確認の際に、被扶養者等のマル福受給の有無について確認をお願いできれば幸いです。</p>
<p>○ 工業団地内の道路は交通量が多いせいもあり轍等の損傷が大きいため、補修のサイクルを短くできないか。</p>	<p>回答：道路維持課</p> <p>限られた予算のなかではありますが、現地を精査のうえ優先順位をつけて、効率的かつ重点的な維持補修に努めます。</p>
<p>○ 工場立地法・建築計画及び建築基準法に定める</p> <p>①緑地および環境設備面積(25%)の緩和</p> <p>②生産設備(40%)の緩和</p> <p>③建ぺい率(60%)の緩和</p> <p>〈背景〉</p> <p>今後設備の増設を検討するにあたり、①および②は大きな障害となる。また、当社の生産設備は全て、建屋内設備であり、建ぺい率の制限も支障となる可能性がある。</p>	<p>回答：事業推進課</p> <p>緑地率及び環境施設面積率の緩和については、昨年施行された企業立地促進法において、市町村が条例を定めることにより工場立地法の緑地率を緩和することができる特例措置が設けられました。</p> <p>具体的には、企業立地促進法に基づく計画を市町村等を構成員とする協議会が策定した場合に、地域の実態に即した緑地率等の緩和を条例で定めることができることとなっています。</p> <p>県内では、すでに潮来市及び古河市において緑地率等が緩和されております。</p>

	<p>生産施設面積率の緩和については、今年5月に緩和が行われ、従来業種ごとに15%～40%に規制されていたものが業種ごとに30%～65%に緩和されています。</p> <p>-----</p> <p>回答：建築指導課</p> <p>建ぺい率の規定は、良好な市街地環境の整備を図るため、通風、日照、採光、防災等の観点から、地域の特性に応じて、敷地内に一定の空地を確保することを定めたものです。法律の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。</p>
<p>○工業用水の権利枠の返却</p> <p>現在、当社では、工業用水を使用していないが、権利枠を保有している関係上約40,000千円/年の負担をしており、経営上大きな負担となっている。</p>	<p>回答：企業局業務課</p> <p>工業用水道は、企業局が先行的に施設を建設し、企業に対して工業用水を供給しているところですが、この施設整備に当たっては企業債を借り入れて実施しており、その償還については料金収入により行われております。</p> <p>このため、安定的な事業運営及び工水供給という観点から、本県では申込水量全量について責任をもって引き受けていただくという責任水量制により事業を運営しております。</p> <p>仮に、契約水量の減量を認めると、これに係る水源費等の負担は結果的に料金の引き上げという形で他の企業が負担することとなってしまいます。</p> <p>現状では、他の企業に承継する場合を除いて減量は原則として認めておりませんが、給水区域からの撤退等により工業用水を使用しなくなった場合など、清算による契約解除を認めております。</p> <p>また、今後は、国や他県の動向を踏まえたうえで、経営に影響を及ぼさない範囲での減量の方策等について、検討していきたいと考えております。</p>
<p>○鹿島臨海都市計画下水道条例</p> <p>排水設備等設置計画書の提出、工事完了後、完了届を提出することになっている。両方とも設備の図面を添付している。計画書通り工事が完了した場合、完了届には図面の添付なしとし、完了届1枚の提出にしてほしい。</p>	<p>回答：下水道課</p> <p>完了届に添付する図面は、排水設備等工事の最終的な出来形を確認し、県の下水道施設の維持管理に必要なため提出をいただいているものです。</p> <p>ご意見ありましたことにつきましては、行政手続の簡素化を推進する観点から、完了届の届出の際に計画図面と変更がない場合には、図面を再度添付しなくともよいよう、今年度中に規則（茨城県鹿島臨海都市計画下水道条例施行規則第8条）を一部改正したいと考えております。</p>

神立地区工業協議会

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○工業用水 工業用水道料金の引下げ，料金制度の見直しに向けた計画的な施策の実施をお願いしたい。</p>	<p>回答：企業局業務課 本県の工業用水道料金は，全国水準から見て割高になっておりますが，それは次のことが主な要因と言えます。 ○水源開発に多くの費用を要したこと ○工水の施設整備が比較的后発となったことにより建設費が嵩高し，それに伴い現在多額の起債額を抱えていること ○整備エリアが広域になり，配管整備等に多額の費用を要したこと このため，これまで中期経営計画を策定し，維持管理費及び人件費の削減・合理化，高金利企業債の低利資金への借換えや企業債等の繰上償還による資本費の低減など経営の健全化に努めてきたところです。 しかしながら，県西広域及び県南広域など経営状況の極めて厳しい事業については，一般会計からの財政支援を受けて経営改善を図っているところであり，現行料金にとどめておくことが精一杯という状況にあります。 料金につきましては，今後も引き続きコスト削減や企業債等の繰上償還等による資本費の縮減に積極的に取り組むことにより経営改善を図りながら，資本費の軽減効果が現れる時期を見定めた上で，事業毎に順次対応していきたいと考えております。 また，料金制度につきましては，安定的な事業運営及び工水供給という観点から，本県では申込水量全量について責任をもって引き受けていただく責任水量制により事業を運営しております。しかしながら，企業においては景気低迷や水使用の合理化などにより水需要が停滞し，契約水量と給水量とに乖離が生じていることも事実であります。このようなことから，今後は，国や関係団体との連携を密にするとともに，他の事業体の状況等を見ながら，節水対策などの企業努力が反映されるような料金制度の適用が可能かどうか検討していきたいと考えております。</p>
<p>○緑地率の緩和 工場立地法では緑地率が20%となっているが，規制緩和により県単位で緑地率を変更できることになったが，茨城県の場合は現状通りとなっ</p>	<p>回答：事業推進課 昨年施行された企業立地促進法において，市町村が条例を定めることにより工場立地法の緑地率を緩和することができる特例措置が設けら</p>

<p>ており、増築する場合、緑地率がネックになることもあるので緩和してもらいたい。</p>	<p>れました。</p> <p>具体的には、企業立地促進法に基づく計画を市町村等を構成員とする協議会が策定した場合に、地域の実態に即した緑地率等の緩和を条例で定めることができることとなっています。</p> <p>県内では、すでに潮来市及び古河市において緑地率等が緩和されております。</p>
---	---

<p>団体・企業等からの意見</p>	<p>規制等所管課での対応（方針）</p>
<p>○規制改革（緩和）「環境面の工場立地法における「緑地」の考え方」</p> <p>屋上緑化、壁面緑化の施工も緑地面積に計上できるように見直ししてほしい。</p>	<p>回答：事業推進課</p> <p>屋上緑化及び壁面緑化の面積については、従来から緑地面積への算入が認められています。</p> <p>ただし、屋上緑化面積については緑地面積20%のうち5%分が上限になっており、壁面緑化については垂直投影部分が緑地面積に算入されることになっていますので、ご留意ください。</p>
<p>○優遇措置</p> <p>税関係で、法人県民税・固定資産税・法人事業税で優遇措置を要望する。具体的には減税による優遇措置。その分を研究開発投資・設備投資に向けた新たな雇用創出に貢献したい。</p>	<p>回答：税務課</p> <p>平成15年度から実施している産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税（法人事業税・不動産取得税）の課税免除措置については、対象事業や課税免除の適用要件等である従業員の範囲を見直し、平成23年度末まで適用期間を延長しております。</p> <p>この課税免除措置は、事務所等を新增設することに伴い直接増加する企業の税負担を軽減し、企業が本県内に立地しやすくするという観点から法人事業税と不動産取得税についてその増加分を課税免除することとしております。</p> <p>なお、県民税については、県民（個人及び法人）に地域社会の費用をその能力に応じて広く負担を求めているものであり、このような会費的性格を持つ税を免除することは適切ではないと考えております。</p> <p>また、固定資産税の課税免除については、さらに企業立地の促進を図るため、各市町村に対し適用期間の延長、または新たに免除制度を講じるよう要請を行っております。</p>
<p>○行政サービス「申請手続きの簡素化」</p> <p>届出者において社長名及び捺印が必要なところを、事業所長名及び捺印での提出を認めてほしい。</p>	<p>回答：行革・分権室</p> <p>各種申請などでの県民の皆様の利便性の向上や手続きの簡素化、事業活動の活性化を図るため、各種規制・手続などを毎年度点検し、規制緩和・行政手続の簡素化を進めており、押印の見直しについても、関係課と調整してまいります。</p>

筑波北部工業団地企業連絡協議会

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○緑地率及び植栽基準の緩和 （つくば地域の工業団地について） 緑地管理費の負担が大きく、高コスト構造の原因となっている。 建ぺい率、容積率等の規制により事業拡大時の融通性が不足することが考えられる。 今後企業進出を推進していく予定であればさらに緩和していくことも必要ではないか。</p>	<p>回答：つくば地域振興課 県では、筑波北部工業団地に立地いただいた企業の皆様方と「環境景観協定」を締結していただいております。他にはない優れた景観を持つ工業団地として内外に知られるようになったところです。この景観を維持するために、引き続き協定の趣旨をご理解いただきたいと思います。</p>
<p>○屋外看板条例の緩和 屋外看板条例の規制により、企業の顔といふべき表札や入り口の看板、工場の壁面に掲げる看板まで規制を受けている。 工場の面積に応じた看板面積を定めてもよいのではないか。 市条例ではあるが、県として誘致しているのだから、工業団地単位で見直しをしてほしい。</p>	<p>回答：都市計画課 屋外広告物については、茨城県屋外広告物条例により、良好な景観形成、風致の維持及び公衆に対する危害防止を目的として必要な規制を行っています。 表札や入り口の看板、工場の壁面に掲げる看板は、県条例の「自家広告物」に該当するため、通常の広告物が表示できない禁止地域にも表示することができます。また、第1種禁止地域における自家広告物は、建築物の延べ面積に応じて、表示できる合計面積が15㎡以下～90㎡以下に定められています。</p>
<p>○地下水の利用制限について 上水道・広域工業用水の利用を前提とした地下水利用の条例改正を要望する。 工水が高価格のためそれを補う形で利用したい。</p>	<p>回答：水・土地計画課 本県の県南西地域を含む関東平野北部地域は地盤沈下の著しい地域であり、これらを未然に防止するため、本県においても昭和52年に「茨城県地下水の採取の適正化に関する条例」を施行し、県南・県西・鹿行地域の30市町村（一部指定を含む。）を指定地域とし、一定の規模以上の揚水施設によって大量の地下水を採取する行為については、知事の許可を受けるとし、地下水の保全と適正利用を図っております。 平成18年度の地盤沈下調査結果によれば、つくば市や常総市など依然として地盤沈下傾向は続いており、また、平成19年度の地下水位観測調査結果の年間最低水位の前年比をみても、半数以上の地点で横ばい傾向を示すなか、一部上昇を示す地点はあるものの、約3分の1の地点は水位の下降をみており、地下水の適正な利用が必要と認められるところであります。 地盤沈下は、一度発生すればほぼ回復不可能であり、建築物やガス・水道等の埋設物にも大きな障害をもたらすため、今後も地下水位や地盤沈下の状況を注視するとともに、本条例に基づき、引き続き地下水の保全と適正な利用を図</p>

ってまいりたいと考えております。

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
○ 県に提出する書類の場合の簡素化 w e b サイトでの申請にならないものか。簡単にすることで、手続が早く楽になると考える。ご検討願います。	回答：情報政策課 申請を行う手続所管課においてオンライン化実施可能の判断があれば、「いばらき電子申請・届出サービス」への追加を行います。

大生郷工業団地連絡協議会

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
○ 工業用水の需給契約の更改を容易にしてほしい。 現在の契約では、一度契約をするとその契約水量を減量することは不可能に等しく、減水量する場合は譲渡先を探すか損失補償金を支払うしかない。 現契約の内容では、今の不況下にはそぐわなくなっている。	回答：企業局業務課 工業用水道は、企業局が先行的に施設を建設し、企業に対して工業用水を供給しているところですが、この施設整備に当たっては企業債を借り入れて実施しており、その償還については料金収入により行われております。 このため、安定的な事業運営及び工水供給という観点から、本県では申込水量全量について責任をもって引き受けていただくという責任水量制により事業を運営しております。 仮に、契約水量の減量を認めると、これに係る水源費等の負担は結果的に料金の引き上げという形で他の企業が負担することとなってしまいます。 現状では、他の企業に承継する場合を除いて減量は原則として認めておりませんが、給水区域からの撤退等により工業用水を使用しなくなった場合など、清算による契約解除を認めております。 また、今後は、国や他県の動向を踏まえたうえで、経営に影響を及ぼさない範囲での減量の方策等について、検討していきたいと考えております。

※ 今回提出があった以下のご意見につきましては、県の条例や規則などによる規制緩和及び手続の簡素化に関する内容ではありませんので、回答は省略させていただき、今後の業務の参考とさせていただきます。

- 特にありませんが、必ずしも規制緩和が、幼児や父母達によい影響ばかり与えているとは思えません。
- 全てのものに規制緩和をしてほしいと思います。
- 同じような調査・報告が多い。政策に結びついているのか。

- 県内で新たに工場設備する企業、また県内に新規参入する企業などに対する茨城県独自の特別優遇措置導入
- 港湾管理者が茨城県となっている鹿島港に関する各要望
 - ・ 外洋からの漂砂流入による航路埋没の進行防止、対策強化、土砂処分地の確保など
 - ・ 鹿島港浚渫負担制度の見直し（浚渫費用における国負担率増加、県による負担開始）
 - ・ 鹿島港静穏度向上対策の実施
- 鹿行地域の工業用水水質向上についての施策強化（現在、藻発生対策として取り組んでいる取水時の塩素濃度対応などの継続強化）
- 守谷などTX沿線と県央道が交差する地域は、企業立地促進法に基づく計画が策定されていない。今後、産業集積の形成及び活性化が見込まれる当地域において、企業立地促進法に基づく計画の策定により、産業活性化の促進を図ることを要望したい。
- 住所地の都道府県で医療機関を受診した場合と他県で受診した場合とでは、医療費の取扱方法が異なることから全国共通のものとして統一して頂きたい。
- 工場周辺に鹿島開発で自治体が保有する用地（高圧線下敷）があります。緑地としていますが、放置されているため雑草が伸び放題になっており、美観上好ましくない。定期的に草刈り等の手入れをしてほしい。
- JRひたち野うしく駅から福田工業団地方面への大型トラック、バスがすれ違える最短ルートを整備を要望します。
- 街路灯が少なく、暗く危険であるため、街路灯を増やしてほしい。